新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資支援事業の概要

1 目的

令和2年新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化している事業者の経営安定支援のため、緊急対策として兵庫県の制度融資や新型コロナウイルス対応に要する融資で町長の認める融資制度を利用された事業者に信用保証料の補助及び利子補給を行います。

2 対象者

令和2年新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている町内の事業者で、次のいずれにも該当する方

- (1) 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き3か月以上営んでいる方
- (2) 融資を受けた月において、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証5号、 同4号又は危機関連保証の認定を受けることができる方 ※補助対象者の基準であり、信用保証付き融資を受ける方に限りません。
- (3) 交付申請の時点において、町税に滞納がない方

3 補助対象資金

次に掲げる貸付金で、令和2年1月29日から令和3年12月31日までに融資実行されたもの

- (1) 兵庫県新型コロナウイルス対策貸付など令和2年新型コロナウイルス感染症の流行の 影響を受ける事業者支援のために創設又は要件緩和された兵庫県の貸付金
- (2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付など令和2年新型コロナウイルス感染症の流行の 影響を受ける事業者支援のために創設又は要件緩和された政府系金融機関の貸付金
- (3) その他令和2年新型コロナウイルス感染症の流行による経営悪化に伴う貸付金で町長が認めたもの ※民間金融機関のプロパー融資などを想定

4 支援補助金

(1)信用保証料補助金

ア補助率10/10イ上限額20万円

(2) 利子補給金

ア 借入限度額5,000 万円以内イ 利子補給率年率 1.0%以内

ウ 利子補給期間 3年間

- ※借換えの場合の既往借入金に係る信用保証料と利子額については、支援補助金の対象としていません。
- ※上記いずれの支援補助金も、他の制度で補助金等の交付を受けることができる場合は、 支援補助金の額から他の制度の補助金等の額を差し引いた額を交付します。

5 信用保証料補助金申請・利子補給金申込みの期限

令和4年1月31日(月)

ただし、次に記載の貸付金は、それぞれに記載の提出期限となります。

ア 令和2年12月31日までに融資実行された貸付金

⇒提出期限:令和3年2月26日

イ 令和3年1月1日から同年3月31日までに融資実行された貸付金で信用保証料補助 金の対象となるもの

⇒提出期限:令和3年3月31日